

諮問第16号

丹波市人権行政推進審議会

第3次丹波市人権施策基本方針の策定について（諮問）

本市では、平成18年10月に人権施策推進の基本的な考え方や人権施策の方向を示した「丹波市人権施策基本方針」を策定しました。

平成27年3月には、人権施策の実効性を更に高めるため、これまで策定した方針等を再編し、新たに「第2次丹波市人権施策基本方針」を策定し、人権施策の推進に取り組んできました。

これまでの人権課題の解決に向けた取組により一定の成果を得ていますが、少子高齢化や情報化、国際化の進展に伴い、人権問題は多岐にわたり複雑化しています。

また、インターネットを悪用した人権侵害や性的少数者の人権への関心の高まり、在住外国人の増加に伴う多文化共生社会への対応、人権に関する法律が整備されるなど人権をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

さらに、平成30年度に実施した「人権に関する市民意識調査」で明らかになった課題を施策に反映させるとともに、より多くの市民に届く効果的な人権施策に取り組んでいく必要があります。

については、本市における人権施策を総合的に推進するため、第3次丹波市人権施策基本方針を策定したいので、人権行政推進審議会設置条例（平成16年丹波市条例第121号）第2条第1項の規定に基づき諮問します。

令和2年3月5日

丹波市長 谷口 進

